

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標

社員一人当たりの月平均残業時間を 15 時間以内とする。

<実施時期・取組内容>

- 2022 年 5 月～ 所定外労働の把握
- 2022 年 6 月～ 仕事の進め方の見直しをする。
- 2022 年 8 月～ ノー残業デーの実施（月 4 回）